2026年11月9日

各 位

上場会社名	株式会社商船三井
代表者名	代表取締役社長執行役員 田村　城太郎
（コード番号	9104　東証プライム市場）
問合せ先責任者	インベスターリレーションズ部長 石部　陽介
（TEL	03-3587-6224）

株式分割、定款一部変更、配当予想の修正及び株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月9日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び2027年3月期配当予想の修正について決議いたしました。また、「三井オーシャンクルーズ」クルーズ優待券の優待内容の変更及び株式分割に伴う株主優待制度の変更を決定しておりますので、あわせて下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式の分割について

（１）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の方法

2026年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上の基準日は2026年12月30日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式１株につき３株の割合をもって分割いたします。

（３）分割により増加する株式数

①	株式分割前の発行済株式総数	363,052,227 株
②	今回の分割により増加する株式数	726,104,454 株
③	株式分割後の発行済株式総数	1,089,156,681 株
④	株式分割後の発行可能株式総数	2,838,600,000 株

（注）上記①は2026年９月30日現在の数値です。上記①ないし③の各株式数は新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

（４）分割の日程

基準日公告日　　2026年12月16日（予定）

基準日　　2026年12月31日（実質上の基準日は2026年12月30日）
効力発生日　　2027年　1月　1日

（5）資本金の額の変更
今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2．株式分割に伴う定款の一部変更
（1）定款変更の理由
今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2027年1月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

（2）変更内容
変更内容は次のとおりです。　　（下線は変更部分）

変更後	現行定款
第6条　当会社の発行可能株式総数は、<u>28億3千8百6十万株</u>とする。	第6条　当会社の発行可能株式総数は、<u>9億4千6百2十万株</u>とする。

（3）定款変更の日程
取締役会決議日　　2026年11月9日
効力発生日　　2027年　1月1日

3．配当予想の修正
（1）配当予想の修正の内容

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回発表予想 （2026年8月7日）	円　銭 100.00	円　銭 105.00	円　銭 205.00
今回修正予想 （株式分割前換算）		35.00 （105.00）	－（注1） （205.00）
当期実績	100.00 （注2）		
（ご参考）前期実績 （2026年3月期）	85.00	115.00	200.00

（注1）今回修正予想の合計につきましては、株式分割の実施により単純比較ができないため表示しておりません。
（注2）2026年9月30日を基準日とする2027年3月期第2四半期末の中間配当につきましては、株式分割の効力発生日以前に実施いたしますので、配当予想の変更はございません。

（２）修正の理由

今回の株式分割に伴い、2026 年８月７日付で公表いたしました 2027 年３月期の期末配当予想額を上記のとおり修正いたします。なお、本修正は分割比率に合わせて実施するものであり、１株当たりの期末配当予想額に実質的な変更はありません。

４．株主優待制度の変更

（１）株主優待制度の変更理由

当社では、毎年３月 31 日現在又は９月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録され、所定の条件を満たす株主を対象に、株主優待を実施しております。この度、2027 年１月１日を効力発生日とする当社株式の分割に伴い、贈呈基準を変更するとともに、カタログギフトについては、株式分割後も 300 株以上を対象といたします。

（２）贈呈基準

①「三井オーシャンクルーズ」クルーズ優待券の贈呈基準　（下線は変更部分）

	2027 年３月 31 日基準日以降（2027 年６月贈呈分以降）	2026 年９月 30 日基準日分（2026 年 12 月贈呈分）	2026 年３月 31 日基準日以前（従来）
贈呈基準	300～4,499 株：１枚 4,500～8,999 株：２枚 9,000 株～　：３枚	100～1,499 株：１枚 1,500～2,999 株：２枚 3,000 株～　：３枚	100～1,499 株：２枚 1,500～2,999 株：４枚 3,000 株～　：６枚
優待内容	・対象クルーズを 20%割引（30 日以上のクルーズは 10%割引） ・複数枚の同時利用不可	・対象クルーズを 20%割引（30 日以上のクルーズは 10%割引） ・複数枚の同時利用不可	・対象クルーズを 10%割引（30 日以上のクルーズは３%割引） ・２枚まで同時利用可

※クルーズ優待券については、2026 年９月 30 日基準日分（2026 年 12 月贈呈分）から優待内容（割引率、贈呈枚数及び利用条件）を変更いたします。

②フェリーサービスクーポン券の贈呈基準　（下線は変更部分）

	2027 年９月 30 日基準日以降（2027 年 12 月贈呈分以降）	2026 年９月 30 日基準日以前（2026 年 12 月贈呈分まで）
贈呈基準	300～4,499 株：１枚 4,500～8,999 株：２枚 9,000 株～　：３枚	100～1,499 株：１枚 1,500～2,999 株：２枚 3,000 株～　：３枚

③カタログギフトの贈呈基準　（下線は変更部分）

	2027年３月31日基準日以降（2027年６月贈呈分以降）	2026年３月31日基準日以前（2026年６月贈呈分まで）
贈呈基準	300株以上を２年以上継続して保有	300株以上を２年以上継続して保有

※株式分割後も、保有株数の条件を300株以上とします。なお、継続保有期間の判定において、2026年12月31日までの100株以上の保有は、株式分割後の300株以上の保有とみなします。

（３）株主優待制度における継続保有に関する注意事項

- 今回の株式分割の対象となる株主様を確定させるため、2026年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上の基準日は2026年12月30日）を臨時の基準日として設定し、株主名簿を確定いたします。株主番号は、株主名簿が確定する都度、その時点で株主名簿に記載又は記録されている株主様について引き継がれます。そのため、2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様が、当社株式の売却や貸株等により2026年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録されていない場合は、その後に買い戻し等をされ、2027年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された場合でも、株主番号が変わります。この場合、継続保有期間が途切れ、株主優待制度における継続保有の要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。株主優待制度との関係で継続保有期間を維持するには、当社株式を2026年12月30日時点で保有していただく必要があります（貸株サービスをご利用の株主様は、2026年12月30日までに貸株が返却されるかどうか、お取引の証券会社にご確認ください。）。

- ２年以上継続して保有とは、３月末日及び９月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、５回以上連続で記載又は記録されることとします。なお、2026年12月31日現在の株主名簿への記載又は記録は、「５回以上」の記載回数には含まれません。

- 2026年12月31日までの100株以上の保有は、株式分割後の300株以上の保有とみなします。したがって、2027年６月に贈呈予定のカタログギフトは、2025年３月31日以降、株式分割前は100株以上、株式分割後は300株以上を継続して保有している株主様が対象となります。

以　上